

湖西市告示第 72号

湖西市国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日

湖西市長 田 内 浩 之



## 湖西市国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

湖西市国民健康保険税の減免に関する要綱（令和 2 年湖西市告示第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 30 条第 1 項」を「第 33 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「第 30 条第 1 項各号」を「第 33 条第 1 項各号」に改める。

第 3 条中「第 30 条第 1 項第 1 号から 3 号」を「第 33 条第 1 項第 1 号から 3 号まで」に改める。

第 4 条中「第 30 条第 1 項」を「第 33 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 30 条第 1 項各号」を「第 33 条第 1 項各号」に改め、同項第 1 号中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 33 条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 2 号中「第 30 条第 1 項第 5 号」を「第 33 条第 1 項第 5 号」に改め、同条第 2 項本文中「第 27 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 33 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 7 条ただし書中「第 30 条第 1 項第 5 号」を「第 33 条第 1 項第 5 号」に改める。

別表の 1 の項中「第 30 条第 1 項第 1 号」を「第 33 条第 1 項第 1 号」に改め、同表の 2 の項中「第 30 条第 1 項第 2 号」を「第 33 条第 1 項第 2 号」に、同表の 3 の項中

「第 30 条第 1 項第 3 号」を「第 33 条第 1 項第 3 号」に、「第 30 条第 1 項第 2 号」を「第 33 条第 1 項第 2 号」に改め、同表の 4 の項中「第 30 条第 1 項第 4 号」を「第 33 条第 1 項第 4 号」に改め、湖西市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要綱の次に「（平成 20 年湖西市告示第 121 号の 2）」を加え、同表の 5 の項中「第 30 条第 1 項第 5 号」を「第 33 条第 1 項第 5 号」に改め、「国民健康保険法」の次に「（昭和 33 年法律第 192 号）」を加える。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。